

(様式 1-3)

福島県(川俣町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 川俣地区		事業番号	(5)-40-1
交付団体		川俣町	事業実施主体(直接/間接)		川俣町(直接)	
総交付対象事業費		(790,850 千円) <u>1,207,837</u> 千円	全体事業費		(790,850 千円) <u>1,207,837</u> 千円	
帰還環境整備に関する目標						
福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干し上げ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行っていたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響への不安により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積している汚染土砂の流出も懸念される。 農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地へ拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。 また、今回申請するため池は除染の対象とならないことを確認している。(技術マニュアル P26 の 3 要件に該当しない) よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。						
事業概要						
上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布等を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、町内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について放射性物質対策(底質の固化、被覆、除去等)を実施していく。 【川俣町復興計画(抜粋)】 Ⅲ 施策の基本方向 5 魅力ある産業の再生・復興を目指す (1) 農林業分野 東日本大震災により、町の主要産業である葉たばこ生産については、放射性物質汚染による影響を受け、作付けが見送られました。特に山木屋地区はすべての農作物が制限され、家畜についても計画的避難区域外への移動を余儀なくされました。また、それに伴い生産者は職業を失う方も多く、現在そして将来に希望を抱けないまま避難せざるを得ず、精神的苦痛や経済的損害は深刻です。 また、町内の複合型農業経営の基盤となる農地や関連施設についても、放射性物質汚染による影響を受けています。そのため、計画的避難区域解除後の早期営農を可能とする除染を早期に実施することが必要です。また、風評被害への対応を含め安全・安心な農産品や同加工品を消費者に提供するための放射線量測定の実施と、生産から出荷・加工・販売に至るトレーサビリティの導入も不可欠です。加えて、放射性物質を取り込まない作物の奨励などにも取り組みます。						
当面の事業概要						
<平成 29 年度> ○基礎調査の実施 平成 28 年度に引き続き、農業用ため池 <u>6</u> 箇所を対象に、水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行う。 今後、平成 28 年度の調査成果を基に、平成 28 年度に基礎調査が完了し、調査の結果、底質濃度が 8,000Bq/kg-dry を超えている、または、相当の SS や濁度があるために、池底の土砂上げ、土砂吐きゲート						

による排砂、土砂上げ後の堆積物等処分といった利用管理上支障があると判断するため池 6 箇所の詳細調査を行い、対策区分の選定を実施したい。また、平成 28 年度までに詳細調査が完了しているため池 23 箇所について実施設計を行うとともに、ため池 13 箇所について、底質除去等の対策工を実施する。

＜平成 30～32 年度＞

平成 29 年度までの調査結果等を踏まえて、ため池毎に対策工の検討を行う。

地域の帰還環境整備との関係

町内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全再生が必要であり、このためには、放射性物質を含む堆積土砂の除去等による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、帰還環境整備に関する目標達成に向け、本事業の導入による対策の実施が必要である。

関連する事業の概要

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	9	事業名	山木屋地区井戸掘削工事業	事業番号	(2)-19-1
交付団体	川俣町		事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費	(959,998（千円）） 979,792（千円）		全体事業費	(959,998（千円）） 979,792（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じることが目標とする。（川俣町復興計画）					
事業概要					
本事業は、山木屋地区住民の帰還後の安全・安心のために飲料水および生活用水確保を目的として、山木屋地区への帰還意向世帯についてボーリングを行い、新規の井戸を掘削するものである。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください（※本事業は、山木屋地区復旧・復興事業工程表 項番 21 番に記載されている事業に該当する。）					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> 【事業内容】井戸掘削工事及びポンプ設置工事を行う。 早期帰還世帯 4 世帯分の井戸掘削工事を行う。					
地域の帰還環境整備との関係					
旧避難指示区域の住民の方々の帰還に向けて、飲料水、生活用水に放射性物質が混入する不安を払拭するための措置を講じるものである。					
関連する事業の概要					
個人線量計校正事業、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査委託事業、モニタリングポスト設置事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	